

文書番号：JRCA AJ9000-改定2版

品質／環境／情報セキュリティ／労働安全衛生
マネジメントシステム審査員資格基準施行時の経過措置

制 定：2021年 1月15日

改定2版：2021年 8月26日

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

品質/環境/情報セキュリティ/労働安全衛生マネジメントシステム審査員資格基準施行時の経過措置

1. 適用範囲

新たに制定した以下のマネジメントシステム審査員資格基準（新資格基準）を施行する際の経過措置を規定する。

資格基準	新資格基準の 文書番号	旧資格基準の 文書番号
品質マネジメントシステム審査員（QMS）	JRCA AQ140	JRCA AQ130
環境マネジメントシステム審査員（EMS）	JRCA AE140	JRCA E-AE1100
情報セキュリティマネジメントシステム審査員（ISMS）	JRCA AI140	JRCA AI130
労働安全衛生マネジメントシステム審査員（OHSMS）	JRCA A0140	JRCA A0100

2. 経過措置

新資格基準における以下の項目について、経過措置を適用した申請を認める。（以下の項目以外の経過措置はない。）

経過措置の 対象	新基準 の項番	資格基準の変更内容	経過措置
資格維持時 の審査実績 【QMS】 【ISMS】 【OHSMS】	9.1.2 9.1.3	審査員、主任審査員ともに、資格維持申請時に必要となる審査実績（1年間に1回以上）の報告について、エビデンス（審査スケジュールの写しなどの、審査に参加したことが分かる資料）の提出を不要とする。	新資格基準の施行日（2021年4月1日）以降、最初に迎える資格更新時までは旧資格基準に基づく資格維持申請を認める。（その次の資格維持申請時からは新資格基準を完全適用し、旧資格基準は適用できない。）（※3）
	9.1.3	主任審査員の審査実績として、該当するマネジメントシステム（MS）のメンバー実績でも可とする。	
資格更新時 の審査実績 【QMS】 【ISMS】 【OHSMS】	10.1.2 10.1.3	審査員、主任審査員ともに、資格更新時までの3年間に実施した3回以上の審査実績のエビデンスをまとめて提出する必要がある。（資格維持申請時に報告された審査実績とは別の審査実績のエビデンスの提出も認める。） なお、エビデンスの有無にかかわらず、資格更新申請前の至近1年間に行った審査実績の報告も必要となる。	新資格基準の施行日（2021年4月1日）以降に迎える最初の資格更新時では旧資格基準に基づく申請を認める。（その次の資格更新申請時からは新資格基準を完全適用し、旧資格基準は適用できない。） なお、新資格基準の施行日（2021年4月1日）以降の資格維持申請を新資格基準で行った場合は、資格更新申請を旧資格基準で行うことはできない。（※3）

品質/環境/情報セキュリティ/労働安全衛生マネジメントシステム審査員資格基準施行時の経過措置

対象項目	新基準の項番	資格基準の変更内容	経過措置
資格更新時の審査実績 【QMS】 【ISMS】 【OHSMS】	10.1.3	主任審査員は、資格更新時までの3年間に実施した3回以上のリーダー実績のエビデンスをまとめて提出する必要がある。なお、JRCAの他のMS主任審査員資格を保有している場合、3回中2回までは、JRCAの主任審査員登録がある他のMSのリーダー実績のエビデンスでも可とする。ただし、いかなる場合であっても、リーダー実績、メンバー実績を問わず、資格更新を行うMSの審査実績のエビデンスが3年で3回以上必要となる。	新資格基準の施行日(2021年4月1日)以降に迎える最初の資格更新時では旧資格基準に基づく申請を認める。(その次の資格更新申請時からは新資格基準を完全適用し、旧資格基準は適用できない。) なお、新資格基準の施行日(2021年4月1日)以降の資格維持申請を新資格基準で行った場合は、資格更新申請を旧資格基準で行うことはできない。 (※3)
CPD 【EMS】	13.3	審査員補のCPD実績 ・JRCA E-AEF1110-1で規定していた受動的な活動又は主体的な活動を実施した場合、目的及び習得内容の記述の提出が必要となる。(JRCA登録CPDコースの修了証を提出する場合及び認定された認証機関の審査員研修を受講し、研修プログラムと出席証明を提出する場合は除く。) ・監査者として環境監査を実施した場合、監査スケジュールと習得内容の記述の提出、又は監査スケジュールと所定の監査実績記録の提出が必要となる。	新資格基準の施行日(2021年4月1日)以降、最初に迎える資格維持または資格更新時までは旧資格基準に基づく申請を認める。
	13.3	審査員及び主任審査員のCPD実績 認定された認証機関の審査員研修を受講した場合、研修プログラムと出席証明の提出が必要となる。(目的及び習得内容の記述を提出する場合は除く。)	新資格基準の施行日(2021年4月1日)以降、最初に迎える資格維持または資格更新時までは旧資格基準に基づく申請を認める。
審査員への格上げ時の審査実績 【ISMS】 (※1)	6.2	審査員への格上げ申請前5年以内に、ISMSの有効な審査を現地審査日数の合計が10日以上、かつ最低1回のISMS初回審査(第二段階)又は再認証審査、及び最低1回のサーベイランス審査を経験する必要がある。(※2)	IAFから発行された「ISO/IEC 27006:2015 AMD 1:2020 Transitional Arrangement」を考慮し、同文書で規定された移行期限である2022年3月31日までは旧資格基準に基づく審査員への格上げを認める。

- (※1) 2020年3月1日に発行されたISO/IEC27006:2015/Amd.1:2020の内容を考慮し、審査員補から審査員への格上げ時の審査実績の要件を変更した。
- (※2) JIS Q 27001の箇条4以降の全箇条を対象として行った審査/監査は、“初回審査(第二段階)又は再認証審査”に該当するものとしてよい。また、システム機能の確認に意図した重みづけ(重点化)を行なっている審査/監査であり、システム全体を対象とした審査/監査プログラムの一環として実施されたものは、“サーベイランス審査”に該当するものとしてよい。
- (※3) 旧資格基準で提出する場合、従来通り様式5Aと審査実績のエビデンス1件を提出する必要がある。
「審査実績一覧(維持・更新用):様式5D」の提出があった場合、当該申請以降、旧資格基準は適用されない。新資格基準(更新時にまとめて審査実績を提出する方式)が適用される。

付則

この経過措置は、2021年8月26日から施行する。

品質/環境/情報セキュリティ/労働安全衛生マネジメントシステム審査員資格基準施行時の経過措置

制定・改定履歴

版番号	制定、改定年月日	制定、改定内容
制定	2021年1月15日 2021年4月1日から施行	資格基準の共通化を目的として新たに制定した JRCA AQ140、AE140、AI140 及び A0140 を施行するにあたり、資格基準の一部項目に対する経過措置を定めるために本文書を作成した。
改定1版	2021年5月12日	EMS 審査員の CPD 実績の提出に関する経過措置をより具体的に記述した。(経過措置内容に変更はない。)
改定2版	2021年8月26日	審査実績の提出に関する経過措置に関して、様式 5D の提出があった場合、当該申請以降、旧資格基準は適用されないことの注記 (※3) を追記した。